

# バーゼル銀行監督委員会による 市中協議文書の概要 (国際的に活動する銀行に関する規制改革案)

2010年1月  
金融庁／日本銀行

## 背景・経緯

- 金融危機の再発を防止し、将来における貸出のベースとなる銀行の資本基盤を強化するため、G20諸国は、2009年4月のロンドン・サミットにおいて、景気回復が確実になれば、銀行の健全性規制の基準を強化することにつき合意。
- その後、2009年9月のG20ピツツバーグ・サミットにおいて、銀行資本の質と量の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するため、国際的に合意されたルールを2010年末までに策定し、同ルールを2012年末までを目標に金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行うことで合意。
- その間、バーゼル委員会は、2009年7月に今般の金融危機の原因となったサブプライム・ローン問題等に対処するため、再証券化商品のリスク・ウェイトの引上げやトレーディング勘定の取扱いの強化に係る規制の見直しを先行して実施する旨発表(2010年末から実施予定)。
- 今般市中協議に付されるのは、ピツツバーグ・サミットを踏まえ、バーゼル委員会が具体的な内容につき検討を行ってきた包括的な規制改革案(上記の合意済事項を除く)。

# 市中協議文書(規制改革案)の概要

今般、バーゼル委員会が市中協議に付す国際的に活動する銀行に対する規制改革案の要素は、以下のとおり。

## 銀行セクターの強靭性の強化

- 自己資本の質の強化
- リスク捕捉の強化(カウンターパーティ・リスクの取扱いの強化等)
- レバレッジ比率規制(補完的指標)の導入
- プロシクリカリティ(景気変動増幅効果)の抑制

## 流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み

- 流動性規制の導入

# 規制改革案の位置付け

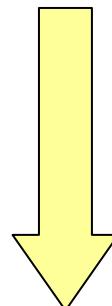
- 市中協議文書で提示される各規制案は、バーゼル委員会で議論している「複数の選択肢」の中の一つ(いわゆる「叩き台」)。
- 検討中の市中協議を通じて寄せられた意見及び2010年前半に予定されている包括的な「定量的影響度調査(QIS)」の結果を踏まえ、最終的な規制のあり方は2010年後半に改めて検討。
- 新基準の実施は、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行い、金融市场の安定性及び「持続的な経済成長」との整合性を確保。
- さらに、規制の実施に当っては、円滑な移行を確保する観点から、新規制の段階的実施に向けた措置やグランドファザリング(新規制実施後も、既存の取扱いを一定期間認めること)を十分に長期に亘り設定する方針。

# 今後のスケジュール

2009年12月17日

市中協議案公表（パブコメ開始）

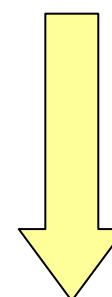
2010年2月頃



定量的影響度調査開始

4月16日

パブコメ提出期限



4月末頃

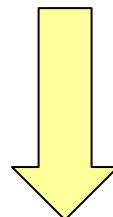
定量的影響度調査提出期限

年央

パブコメ + 定量的影響度調査結果を踏まえた見直し開始

12月末迄に

水準調整の完了



2012年末

新規制の実施開始のターゲット